

12月の定例会では8日、9日、10日に一般質問が行われ、17人の議員が質問に立ちました。

その主な内容を、紙面の都合上、1人2項目以内に要約して掲載しました。

掲載記事は、発言議員本人からの寄稿によるものです。

詳細な内容は、会議録を製本の後、三原市議会事務局、市役所情報公開コーナー、三原市中央図書館に置いています。また、三原市ホームページでも閲覧できますのでご覧ください。(会議録の製本には、議会終了後おおむね3ヵ月を要します。)

HPアドレス <http://www.city.mihara.hiroshima.jp>

→ 市議会 → 会議録検索

三原バイパス道の駅について



ひやま さちお
松山幸三議員

問 市財政が厳しいなか、

9月6日に行われた、比治山大学の学生の診断によると、「道の駅の場所が分かりづらいので、見落とされる可能性が高い」「バイパスを一度降りる形になり、少々面倒である」「三原自体が観光面であまりPRされていないし、地域住民もあまり関心がなく、作っただけになりかねない」と分析している。これに基づいて次の3点について尋ねる。

①あえてリスクを承知で市が作るべき施設かどうか。

②道の駅へのアクセスは大丈夫か。

③利用客の予測はどう考えているか。

答 ①道の駅がなかった場合、すべての車が通過車輛となり、道の駅を作る事で三原市をPRし、農水産物の販売、地産地

消での活性化や観光振興が図られると考える。

②バイパス本体に隣接していない不便さはあるが、道の駅への交通案内標示を行い、新鮮で安心安全な農水産物の販売や飲食、絶好のロケーションを満喫できる休憩施設等を整備し、道の駅をめざして来る目的の地型にしたいと考えている。

③トイレの立ち寄り数を、年間約120万人と見込



道の駅建設予定地

(写真提供：国土交通省福山河川国道事務所)

み、その内40%強の約50万人の来場者数を見込んでいる。

新庁舎建設計画について

問 市財政が一段と厳し

さが進むと予想されているとき①21年12月の議員全員協議会(全協)で新庁舎建設計画を優先実施事業から検討対象事業に変更した。11月29日の全協で、駅前建てる優先実施事業になったが、なぜ方向転換したのか。

②建て替えや補強、拡張

等どこまで検討したのか。
答 ①建設の必要性を堅持しながら、実施規模や実施時期について検討した結果、合併特例債を活用して建設するのが良いと判断し、今回優先実施事業として位置づけたものである。

②耐震診断の結果、耐震補強しての使用は難しいとの専門家の意見であった。また補強・増築は合併特例債の対象でなく、財政負担面から現実的でない判断した。

市職員の人員問題について



たかき たけこ
高木 武子 議員

問 合併後の課題として、職員の人員削減が提起され、平成21年度決算では人件費が3億円減となっている。①5年間の純減率と減少した人数について。②行政サービスの向上がより求められる中で職員数の定数管理をどのように行っていくのか。

答 ①平成17年職員数は、1092人、平成22年991人、5年間で減少した人数は101人、純減率9・2%で、目標値はマイナス60人、率はマイナス5・5%。②今後5年間についても、組織機構改革・事務事業の見直しを実施しながら適正な人員配置を行う。③11月1日現在、臨時職員

152人、非常勤職員241人。④臨時職員、日額6800円〜9840円。非常勤職員は、国の同種の職種に適用される給料表から算出しており、勤務時間・職種によって、日額は異なる。一時金については支給していない。通勤費は片道2km以上で、日額100円から最高800円。社会保険は臨時職員は2カ月を超える者は加入。非常勤職員は、勤務形態に応じて加入。雇用保険は31日以上任用すべてで加入。

子どもの権利条約の取り組みについて

問 本市の長期総合基本計画後期基本計画で、人権は、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利、生存と自由を確保し、幸福に生きる権利

として保障されている。児童の権利に関する条約は、1989年国連総会で採択され、我が国も批准を行い、1994年に効力が発生している。条約は児童を保護の対象としてではなく権利の主体としている。

答 本市における子どもの権利条例の条例化へ向けた考え方について。

問 今後条例制定をした先進自治体の取り組みに学びながら、県内他都市の条例制定の動向なども視野に入れ、研究していく。

答 子どもの権利条例について、必要だとの考え方にたっているのか。

問 本市の人権教育・啓発推進計画策定の背景と経緯にも、子どもの権利条約の採択もあるとしており、検討していく。



三原内港の整備について



にの おかのりゆき
仁ノ岡 範之 議員

問 三原内港東駐車場に魚市場や棧橋の増設、西岸壁広場の活用、さらに隣接する民有地へ民間活力による店舗進出など、港の賑わい創出を図ってどうか。

答 三原内港は、施設の老朽化が年々進み、改修の必要がある。現在、県は、港湾の整備計画を策定中で、中身はイベント広場や交流広場の整備を検討している。

また、レジヤーや観光の基地として棧橋の増設も港湾計画に組み入れられるように強く要望していく。

港内のライトアップは、今年度の浮城まつりのヨットによる「ナイトイルミネーション」のように、関

係機関と連携して努力する。

内港西側の民有地の店舗展開は、土地所有者の理解を求めながら、港湾施設と一体的なデザインを描き、民間活力の誘導に努めたい。



三原港のナイトイルミネーション

スポーツ振興について

問 本市から全国大会へ出場する団体や個人の選手を支援するために、現行の支援制度を見直し、一層の支援強化を図ってどうか。

答 スポーツ振興という面から他都市の状況を調査し、効果など前向きに検討する。

問 本市のスポーツ振興と街の活性化を図るため、全国大会や西日本大会・中国大会等宿泊を伴う大規模大会を開催する場合、支援制度を新設してはどうか。

答 本市で開催される大規模大会が増えることは、市の活性化とその競技種目のレベルアップに大いに寄与する。また、経済効果・PR効果が見込めるので支援制度を具体的に検討する。

問 運動公園の各施設は、老朽化が顕著だ。整備してはどうか。

答 運動公園利用者の意見を聞きながら、計画的整備を行う。

学校適正配置実施計画について



陶 すえ
のりあき
議員

問 ①小中学校の教育環境の充実と複式学級の解消を目的に、適正配置実施計画が示され、説明会の後、意見や問題点など出たと思われる。経過と現在の状況、教育長の考えは。②新市建設計画で適正配置推進事業費8億8000万円はどのような予算配分か。

現段階で見込まれる統合先の校舎施設の建設、改修の概算費用で、跡地利用に伴う経費は、利用策が決定される段階で検討する。

三原市活性化のためのPR事業について

問 広島県「瀬戸内海の道」実証事業の「かき小屋みはら丸」は、大変好評で、バス、タクシーを利用した経済効果も見込まれ、海のまち三原をPRできる良い機会ではないか。7月開催の「海フェスタおのみち」海の祭典2011尾道・福山・三原」はどんなイベントが計画され、どう関わっていくのか。一過性のイベントでなく、継続して話題になるような仕掛けをし、マスコット

キャラクター等で積極的にPRしていくべきでは。PRに貢献できるものと考ええる。「海フェスタ」は平成23年7月16日から7月31日まで行われる。帆船祭りや船のパレードは3市が連携し、本市では、グルメ店、物産展、音楽イベント、海の学校の幸を使った「Sea級（C級）グルメ大会」等を予定している。さまざまな観光資源もあわせて全国に紹介し、「ゆるキャラ」等も誕生させ、PR活動を展開していく。

3地域で保護者、地域、学校代表と庁内のチームで学校統合準備協議会を設立した。複雑化する社会の中で、夢や希望を実現し、たくましく生きていくために、一定規模の集団を確保し、互いにおつかりながら、自ら成長していける環境をつくること、適正配置の第一の目的で、教育環境の充実を図り、三原の教育を県内に誇れる内容にしていきたい。②事業費は、

掛けをし、マスコット



かき小屋三原（糸崎神社前埋立地内）

新庁舎は白紙に、市財政の健全化を



寺田 もとこ
議員

問 昨年、市長は平成26年度末地方債残高を586億円にし、「身の丈にあった財政運営」に努めると表明したが、今回は180度の方向転換だ。平成27年度以降に六つの小中学校の建て替えが必要となるが、その頃にはどの財布をひっくり返してもお金がない状況ではないか。平成31年度の経常収支比率は99・4%と寒々しい状況だが、今回なぜ市庁舎建設なのか撤回して健全財政へ見直すべきではないか。

問 新たな財政課題である「土地開発公社」処理に費やす45億円の回収に市長は全力を挙げるべきであり、新たな箱ものの検討余地はないはずだ。多くの市民が市財政や税金・料金を心配している。率直に市民の意向を聴くべきではないか。

答 地方債の平成26年度末は667億円となるが財政的に不健全ではないと考えている。平成27年度から5カ年で35億円の財源不足が生じるが、厳しいシナリオで将来財政を描いたからだ。今から経費節約を徹底し、行政サービスを下させることなく健全財政は維持でき

答 45億円の土地開発公社の解散には全力で取り

撤回して健全財政へ見直すべきではないか。



骨董市開催中の三原駅前市民広場

組む。新庁舎への意見はまず議会の意向を反映するのが第一と考える。

法定外繰入で国保税減税を

問 全国の自治体で1人当たり1万円の法定外繰入が行われているが、本市は17年間1円も行ってない。県内でも8市が実施している。ぜひ実施して高い国保税を減税すべきではないか。

答 一般会計からの法定外繰入は、国保以外の被保険者から見れば、自己の保険料と国保の保険料との二重の負担感があること、さらには保険税の抑制、引き下げを目的とした一般会計からの法定外繰入は行わないようにとの国の通知もあり、できうる限り行うべきではないと考えている。また、県内他市の繰入の内訳も約81%は赤字補てんである。抜本的な健康対策を行い国保の健全な財政運営に努めたい。